

まちづくり協議会設立の手引きの改訂について（概要）

1 趣旨

平成29年7月に作成した「新たな地域自治組織設立の手引き」については、これまで、新たな地域自治組織の必要性やまた設立に向けた手順を示すものとして、各学区の説明会で配布し、活用してきたところである。

作成時以降、各地域では、それぞれの実情に合わせて新たな地域自治組織の設立に向けた取組みを進めていただいていることから、これまでの地域からの意見や取組み状況を踏まえ手引きの見直しを行った。

2 主な変更点について

(1) 新たな地域自治組織→まちづくり協議会に変更

現状では、新たな地域自治組織として、まちづくり協議会という名称が定着していることから変更した。

(2) 手引きの構成について

従前は、

- 1 新たな地域自治組織とは
- 2 新たな地域自治組織の設立が今、必要な背景
- 3 新たな地域自治組織設立によるメリット
- 4 大津市の目指す新たな地域自治組織の形態

上記4項目については、内容を整理したうえで、現在、学区説明会等で示している説明資料にあわせ、構成を下記のとおり変更した。

- 1 まちづくり協議会の設立が今、必要な背景
- 2 まちづくり協議会とは
- 3 まちづくり協議会設立によるメリット

(3) 地域自治組織の形態について

現行「4 大津市の目指す新たな地域自治組織の形態」の中で「(1) 新たな地域自治組織に必要な機能」を掲載していたが、現在、各学区の実情に合わせてまちづくり協議会が設立される中で、まちづくり協議会の機能についてもそれぞれで検討されていることから、手引きの中で一律に示す部分は省略する。

総会、運営委員会、事務局、専門部会の役割や組織の体制については、イメージ図を修正し、掲載した。

(4) 設立までの流れについて

まちづくり協議会の設立については、市への届出制とすることから、設立までの流れのステップ3 設立手続き、⑬の「市への認定申請書の提出」を「市へ設立届の提出」に変更した。

参考資料：「大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱」添付

(5) Q&Aについて見直し

(6) まちづくり計画書のイメージについて

まちづくり協議会の役割として、人材育成が重要であるということから、まちづくり計画書のイメージの中で掲げていた「Ⅱ 次世代につなぐ地域人材づくり」という項目についての記載例を追記した。